衆議院議員 自民党東京23区（町田市・多摩市）
日本の将来を信じる！
自民党

小倉（おぐら）まさのぶ通信

2014年 11月号 vol.6

政策レポート「時代に合わせた規制改革～ダンス規制の見直しについて」

今回は、私が、自民党内閣部会の副部会長として取り組んでいる、ダンスの規制緩和についてご報告いたします。

映画「Shall we ダンス?」のヒットもあり、社交ダンスは老若男女問わず楽しめる健康スポーツとして親しまれてきました。また、EXILEをはじめとするダンスグループの活躍で、ダンスに青春を懸ける若者達も増えてきています。こうして、現代においてダンスは、義務教育課程における体育の授業に導入されるなど、国民的スポーツとなりました。私の地元、町田市・多摩市内でも毎週のように様々なダンス大会が開催されています。

しかしながら、ダンスは、戦後間もない1948年に制定された風営法で規制され、客にダンスをさせる営業は一律に風俗営業として規制されています。風営法で規制する根拠は「男女がペアとなって踊る社交ダンスは男女間の享楽的な雰囲気を醸し出す」という前時代的な考え方によるものです。このような規制により、今までダンスホールやダンススクールを自由に開くことが制限され、ダンス文化の自由な発展は阻害されてきました。

もう一つの問題は、ディスコをはじめとしたダンスとともに客に飲食をさせる営業の在り方です。ディスコ等は原則として深夜0時までしか営業を許されず、面積も66㎡以上でなければならないなど、合法営業するためには厳しいハードルが設けられています。このため、多くのディスコは無認可で営業することになり、危険ドラッグをはじめとした犯罪行為が行われても、警察に通報することができないため、犯罪の温床となってきました。他方で、きちんと営業時間を守り、深夜0時に閉店するナイトクラブには人が集まらずビジネスにならないという状態です。結果として、法を守らない営業者が利益を享受し、法をきちんと守る営業者が損をする状況が生じています。

これらの問題点を改善するために風営法の改正に取り組んでおり、今回の臨時国会で審議・成立を目指しています。

改正案では、一つ目の問題であるダンススクールやダンスホールは、風営法の規制から除外され、自由にダンススクールを開くことができるようになります。

二つ目の問題であるディスコに関しては、最低面積（33㎡以上）や照度などの規制基準をクリアできれば、原則として深夜営業も認められるようになります。一方で、年少者の立ち入り制限などの規制に加え、迷惑行為の防止や近隣住民などから寄せられる苦情処理の帳簿作成義務など良好な環境の保全を図るための規定が新たに盛り込まれました。

これらの改正により、ディスコの営業者にとっては、より健全な経営が可能となるとともに、近隣住民にとっては、環境保全のための要望が通りやすい環境が実現することになります。風営法が法を守る営業者にはやさしく、法を守らない営業者には厳しいという法律の本来あるべき姿となります。

今回は、風営法改正によるダンス規制の在り方について紹介しましたが、現在の日本には時代にそぐわない法律が多数存在していることも事実です。

例えば、本年3月に、東芝の半導体技術を転職先の韓国企業に漏らしたとして、提携先の元技術者が不正競争防止法違反容疑で逮捕された事件がありました。こうした情報漏えいの罰則を規定する不正競争防止法は個人の場合、懲役10年以下、罰金1000万円以下と定められており、欧米に比べ、罰金や懲役の上限が低く、罰則強化の必要性を求める声が大きくなっています。以前では十分適切と考えられていた罰則水準でも、技術価値や個人情報の価値の上昇により、違法行為を抑制する効果が得られなくなっています。

これらのように、法律を新しく作るだけでなく、時代の変化に合わせて改正することや、場合によっては削っていくことも、国会議員として重要な役割であると考えています。皆様が身近なところで感じた、こうした法律の違和感があれば、ご意見をお聞かせください。多くの方のご意見をお伺いしながら、今後の立法行為に反映させていきたいと考えています。

Profile 町田市・多摩市選出（東京都第23選挙区） 自民党衆議院議員 小倉まさのぶ

1981年 5月 30日 多摩市生まれ、町田市在住
2004年 3月 東京大学法学部卒業
4月 日本銀行 入行
2009年 7月 オックスフォード大学院卒（金融経済学修士を取得）
2011年 7月 日本銀行 退職
2012年 12月 第46回衆議院議員総選挙にて初当選

主な役職

自民党
- ◉内閣部会 副部会長
- ◉金融問題調査会 事務局次長
- ◉外交･経済連携本部 通商交渉・紛争処理対策委員会 事務局長
- ◉無駄撲滅PT 第3グループ主査(財務・文科・農水)
- ◉環境関係団体委員会 副委員長
- ◉国際保険医療戦略特命委員会 幹事

国会
- ◉衆議院財務金融委員会委員
- ◉衆議院環境委員会委員
- ◉衆議院消費者問題に関する特別委員会委員

臨時国会が始まりました

今回の臨時国会は延長がなければ、9月29日から11月30日までの63日間です。安倍総理は今国会を、地方の人口減少に歯止めをかける「地方創生国会」と位置付けており、地方産業を活性化する「地方創生」の実現に向けた関連法案が提出されます。

私は、今国会で引き続き、財務金融委員会・環境委員会・消費者特別委員会の委員を担っています。加えて、党の役職としては、内閣・宮内庁・公安委員会の所管する法案を審査する内閣部会の副部会長や、来年度予算の無駄遣いがないかチェックする無駄撲滅PT（プロジェクトチーム）で財務省・文科省・農水省予算を担当する主査などを拝命しました。中長期の財政見通しを立てるためにも、地道な活動を行っていきたいと考えています。

政治資金を巡っては様々な問題が生じており、ご迷惑をおかけしております。同様の問題がないからといって他人事とせず、政治への信頼を取り戻せるよう、襟を正して活動していきます。山積する国政の課題を解決するために、野党の皆様のご協力を仰ぎながら、国会の正常化に努めて参ります。

各地でミニ集会を実施しています

地域の皆様と…

各地区ごとに、国政報告会を開催。この日は、中相原会館で相原地区の皆様にお集まり頂きました。国政だけではなく、地域の問題についても、様々なご意見を頂きました。

専門家の皆様と…

司法書士会町田支部の勉強会で、空き家対策や成年後見制度等について意見交換。 農業関係者・医療関係者の皆様など、幅広い方々との報告会も開催致しました。

大臣をお招きして…

西川農水大臣をお招きし、農業政策の中で後回しにされがちな、都市農業の問題を議論。環境保全や防災対策の観点から、都市農地の保全は重要です。

リラックスした雰囲気の中で…

多摩市タマラボにて、地元国会議員の考えが知りたいとのご連絡を受け、様々な分野の方と地域交流会を開催。再生エネルギーやニュータウン再生などの取り組みを説明しました。

小倉まさのぶ後援会事務所からのご案内

小倉まさのぶ後援会事務所では、活動を支えていただくために皆様からの様々な活動へのご協力をお願いしています。下記事務所までお気軽にお問い合わせください。

- 友人・知人・ご親戚ご紹介
- 国政報告会・ミニ集会の開催
- ボランティア・インターンスタッフ募集
- 国会見学・国会勉強会の開催
- 個人献金のお願い

地元事務所
〒194-0013
東京都町田市原町田5-4-7 からかあさ101号
TEL: 042(710)1192 FAX: 042(710)1193

E-mail info.oguramasanobu@gmail.com

HP http://www.ogura-m.jp/